



### 近年の苦情と対応、未然防止について

大阪府茨木市産業環境部環境保全課主査

みやい ゆういち  
宮井 優一

茨木市は、大阪府北部に位置し、市内北部は緑豊かな北摂山系<sup>ほくせつさんけい</sup>が広がり、南部は住宅街と多彩な産業拠点が共存する平野となっており、自然と都市機能が調和した街を形成しています。大阪市と京都市のほぼ中間に位置していることから、人口約29万人を擁するベッドタウンとなっており、古くは大阪と京都を結ぶ西国街道の宿場町として栄え、交通の要衝としての役割を担ってきました。現代においても、市内にはJR、阪急、モノレールなどの鉄道網が3路線11駅あり、新大阪駅へは約10分、大阪国際空港へは約25分でアクセスすることができます。道路網では近畿自動車道や名神高速道路、新名神高速道路のICがあるなど、抜群の交通アクセスを誇っています。

こうした利便性を背景に、市内には多くの製造工場や物流センター、研究施設が集積しており、地域経済の基盤を築いています。特に彩都エリアには、国の研究施設やバイオ関連企業が集積しており、産官学が協力して次世代の医療や健康技術を生み出す、ライフサイエンス分野の国際的な拠点として重要な機能を果たしています。また、大学キャンパスも多く点在しており、学生を中心とした若い世代が多く居住しています。子育て世帯の転入も多く、令和5年には市民交流の拠点として複合施設「おにクル」が開館しました。同施設は図書館や育児支援機

能を備え、連日多くの家族連れで賑わっています。

一方、北部においては、美しい棚田が広がり、のどかな里山の風景が続いています。安威川<sup>あいがわ</sup>ダムに面した公園であるダムパークいばきたには、長さ日本一の歩行者専用吊り橋があり、ダム湖を一望できるのが特徴です。古き良き日本の原風景と、新しい公園が重なり合い、訪れるたびに自然をすぐそばに感じさせてくれる場所となっています。



安威川ダムと歩行者専用吊り橋

このような茨木市ですが、前述のとおり住宅が多く、産業・商業的にも栄えているため、公害苦情がどうしても一定数発生してしまいます。近年においては、商業地域や工業地域に住宅が多く建てられるようになってきており、そこに新しく居住された方から飲食店や工場の騒音・悪臭、田畑の野焼きなどの苦情が発生するケースが出てきています。このような地域の場合、法令違反を確認できるケースが少なく、後から

建てられた住宅に対して配慮してくれる事業者も少ないため、対応に苦慮しているところです。また、ここ数年では、全国的にも大型の物流センターが増加傾向にあるのではないかと思います。茨木市においても交通アクセスの良さからその例に漏れず増加しており、これらの新設に伴い、事業開始後に騒音苦情が発生することがあります。ランプウェイがある多層階タイプの物流センターであればトラックの走行音、空調機等の機械音に係る騒音の懸念があり、平屋タイプでプラットフォームが1階の屋外にあるような物流センターにおいては、フォークリフトやトラックによる「ピー、ピー、ピー」というバックブザー音、荷物の積み下ろし音による騒音が懸念されます。

本市では、前者の多層階タイプの物流センターで、立地的に騒音苦情が発生しそうな施設に対しては、事前に公害防止協定の締結をお願いしたケースがあります。これは、年1回敷地境界で自主的に騒音測定を実施し、その結果を本市に報告する旨を規定しているものです。測定の結果、基準を超えた場合には、原因に応じた対策をしてもらうことにより、公害苦情を事前に防げるようにしています。物流センター側の協力が必要不可欠なものではありますが、今のところ本協定を締結した物流センターにおいては騒音苦情が発生していないため、良い取組であったのではないかと思います。

後者の平屋タイプにおいては、本市で苦情が発生してしまったケースがあり、フォークリフトのバックブザー音がずっと鳴り続けるとどうしても頭に残ってしまうとか、耳障りであるという苦情が寄せられたことがありました。現地を確認したところ、音の大きさ的には条例における騒音の敷地境界基準値を遵守しているだけでなく、苦情者宅においても環境基準値未満で

ある状態で、物流センターに対して指導を行うことができるような状況ではありませんでした。また、バックブザー音は安全性の観点から消すわけにもいきません。本市としては双方に歩み寄っていただきたく、物流センターに対しては配慮の願いをし、音量を下げただけのこととなりました。また、苦情者に対しては、物流センターが法令を遵守していることを伝えた上で、物流センターに対して配慮の願いをし、一定の対応をしてもらったことを伝えましたが、苦情者からはあまり納得していただけませんでした。

以上のように、公害苦情への対応は、街の発展や産業の変化に伴い、法律や条例の基準を守るだけでは解決できない難しい局面を迎えています。以前のような法令や基準値の遵守を確認することで解決し得たケースとは異なり、現在は数値には表れない個人の感じ方に起因する苦情が増えており、行政には事業者と住民の間に立った調整力がこれまで以上に求められています。

特に新たな施設が進出する際は、事前の協議による予防策が一定の効果を上げているものの、基準値内での苦情に対しては、行政指導の限界もあり対応に苦慮しているのが実情です。企業の経済活動や安全確保を尊重しつつ、住民の穏やかな暮らしをどう守っていくべきか。今後も地域の特性に合わせ、双方が納得できる着地点を探る粘り強い取組が必要であると考えています。



茨木辯<sup>べんてん</sup>天花火大会